

消費生活相談員さんに聞く！被害に遭わないためのポイント

消費生活相談員
安達裕子さん



詐欺や悪質商法の有名な手口を知っていても、いざ自分に詐欺の電話や勧誘があった場合、慌ててお金を振り込んでしまったり、意に沿わないものを購入してしまう方が多いです。まずは冷静になりましょう。

特に、相談が多い50～80代の方は、「自分は詐欺師や悪質商法に狙われているかもしれない」と日ごろから意識すること、おかしな電話や勧誘には即答しないことが大事です！「何か変だ」と感じたら、すぐにご相談ください。トラブル発生からの期間が短いほど、解決できる可能性が高くなります。



▲「訪問販売お断り」ステッカー

必要のない化粧品や新聞などの強引な訪問販売や勧誘は、勇気を持って断りましょう。

勧誘を断るときは、「今忙しいから…」や「結構です」など、肯定ともとれるようなあいまいな表現は避け、相手に遠慮せず、「いいません」「お断りします」「興味がありません」など、きっぱりと伝えましょう。

玄関に「訪問販売お断り」のステッカーを貼るのも効果的。ステッカーは相談室で配布しています。



消費生活相談員
武田志保さん

悪質商法などのトラブルにあった方は、「自分が悪い」「恥ずかしい」と感じてしまったり、業者に対して恐怖心を抱いてしまったりなど、誰にも相談できずに被害が拡大してしまう場合があります。少しでも不安なことがあれば、お気軽にお尋ねください。

また、振り込み詐欺の相談も増えています。「レターパック(宅配便)で現金を送れ」や、「〇〇時までには振り込み」という指示は全て詐欺です。詐欺師は送金を急かし、考える隙を与えません。まずは慌てず、家族や相談室、警察に連絡してください。

消費生活相談員
矢部公範さん



好評です！消費生活出前講座



消費生活相談室では、職員が皆さんの集まりの場所に出向き、寸劇などを交えて悪質商法の手口や対処法について詳しく説明させていただく「出前講座」を行っています。老人クラブや町内会の集まり、社員研修などでぜひご利用ください。

講座内容、申し込みなどについては、商工観光課(0155-54-6606)または企画室(0155-54-6610)にお問い合わせください。

消費者トラブルでお困りのときはご相談ください！

【問い合わせ先】幕別町消費生活相談室
TEL 0155-55-5800 (月～金曜日 午前10時～午後3時)

幕別	相談日	火・木曜日 午前10時～午後3時
	場所	役場1階 商工観光課内
札内	相談日	月～金曜日 午前10時～午後3時
	場所	札内福祉センター内
忠類	相談日	第2・4水曜日 午前10時～午後3時
	場所	忠類コミュニティセンター内

町のマスコットキャラクター
パオくん
クマゲラクン



「おかしい」と感じたら
契約・購入の前に相談を！

町では、消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。「強引な訪問販売で必要のない商品を購入させられた」、「リフォーム工事に不備がある」、「子どもがおもちゃでケガをした」など、悪質商法、商品やサービス等の契約に関するトラブル、商品の品質や安全性について困ったことなどがあれば、お気軽に消費生活相談室にご相談ください。相談は無料です。



消費生活相談室に寄せられた相談

平成26年度の相談件数は145件で、強引な勧誘、架空請求メール、商品の送り付け等についての相談が多く、電話勧誘販売については昨年の約3倍の相談がありました。また、未公開株や社債の購入をめぐる詐欺と思われる相談も発生しました。

【幕別町消費生活相談室での相談件数】

	訪問販売	通信販売	マルチ商法 マルチまがい	電話勧誘	店舗購入	送りつけ商法	訪問購入	その他	合計
平成26年度	16人	32人	1人	20人	25人	3人	0人	48人	145人

※マルチ商法…ねずみ算式に人を勧誘していくことによって紹介料や仲介料等の利益が得られるシステム(必ず儲かる保障はない)

【相談者(年齢別)】

	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	団体・不明	合計
平成26年度	6人	6人	16人	14人	22人	24人	55人	2人	145人

平成26年度の救済件数…22件 / 救済金額…5,813,305円



事例1 強引に新聞の勧誘をされ、断りきれずに契約してしまった

訪問販売の場合、契約から8日間以内であれば、クーリング・オフ制度を利用し、無条件で契約を解除できます。



事例2 アダルトサイトに勝手に会員登録され、高額な利用料を請求された

金額の明細や契約内容の確認画面が表示されない場合は無効な契約です。無視しましょう。



事例3 注文していない健康食品が一方的に送られてきた

受取拒否をしましょう。その際に必ず事業者名と電話番号を控えておきましょう。



事例4 購入していない商品の代金を払わなければ訴えるという手紙が届いた

身に覚えがない請求は、相手に連絡せず、無視しましょう。



事例5 未公開株や社債、高齢者住宅の入居権などを勧める電話がかかってきた

安易なもうけ話は、きっぱり断りましょう。以前の被害の回復を勧誘する「二次被害」にも注意が必要です。



事例6 出会い系サイトでお金を払ったのに、お目当ての相手と連絡がつかない

相手は「サクラ」かもしれません。ネット上で知り合った人を簡単に信用しないようにしましょう。

ちよつと待って！
それは詐欺
悪質商法
かもしれません

